

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

令和7年5月26日更新
福岡県福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する者であること。

- Ⅰ ①および②の期間が通算して5年以上
- Ⅱ ③の期間が通算して8年以上
- Ⅲ ④の期間が通算して3年以上、かつ①から③までの期間が通算して3年以上

① 相談支援業務

次のAからFまでに掲げる者が、**相談支援の業務（※1）**に従事した期間

A	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 の従事者
B	児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター の従業者
C	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター の従業者
D	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター の従業者
E	特別支援学校 の従業者
F	病院、診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修（旧：訪問介護員2級以上）に相当する研修の修了者、④に掲げる資格を有する者、AからEに掲げる業務に1年以上従事した者）

② 直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等）

次のAからEに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等（※2）**が、**直接支援の業務（※3）**に従事した期間

A	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院・診療所の療養病床 の従業者
B	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅生活支援事業 の従事者
C	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 の従業者
D	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所 の従業者
E	特別支援学校 の従業者

③ 直接支援業務（社会福祉主事任用資格者等でない者）

②のAからEに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

④ 有資格者（国家資格等）

以下の資格を有する者が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理士

※1 相談支援の業務…身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※2 社会福祉主事任用資格者等…社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修（旧：訪問介護員2級以上）に相当する研修の修了者、保育士、児童指導任用資格者、精神障害者社会復帰指導員

※3 直接支援の業務…身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、ならびにその者およびその介護者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、ならびにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練または職業教育に係る業務

注 ◆ 本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」を基にした参考資料です。一部簡略化しておりますので、詳しくは当該告示をご確認ください。

- ◆ 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言います。（例：5年以上の実務経験…従事期間5年以上かつ従事日数900日以上）
- ◆ 社会福祉主事任用資格者等の実務経験については、資格取得以前の経験年数も含めることができます。
- ◆ 老人福祉施設とは、老人福祉法第5条の3に規定されており、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指します。
- ◆ 老人居宅生活支援事業とは、老人福祉法第5条の2に規定されており、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業を指します。